

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

【問 1】正解-4 不法行為

1. 誤り。不法行為による損害賠償の請求権は、不法行為の時から 20 年行使しないときは、時効によって消滅します。請求権は、この期間の経過によって消滅し、加害者が海外に在住している間も、時効期間は進行します（民法 724 条、判例）。
2. 誤り。不法行為の被害者が即死した場合にも、被害者は慰謝料請求権を取得したと考えることができます。そして、その被害者の相続人は、その慰謝料請求権を相続することができます（709 条、710 条、判例）。
3. 誤り。不法行為による損害賠償債務は、被害者からの催告を要することなく、損害の発生と同時に履行遅に陥ります。したがって、加害者は、損害発生時から完済に至るまでの遅延損害金を支払わなければなりません（709 条、判例）。
4. 正しい。不法行為の被害者が幼児である場合、その被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすと認められる者（母親など）に過失があるときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができます（被害者側の過失に基づく過失相殺、722 条 2 項、判例）。

【問 2】正解-3 不法行為

1. 誤り。不法行為による損害賠償の請求権は、原則として、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅します。ただし、「人の生命または身体を害する不法行為」による損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から「5 年間」行使しないときは、時効によって消滅します（民法 724 条 1 号、724 条の 2）。
2. 誤り。ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負います（使用者責任）。そして、使用者責任が成立する場合、被用者自身も不法行為責任を負います。この場合、両者の関係は、連帯債務に類似した関係となります。したがって、被害者は、被用者と使用者の両方に、損害額の全額の賠償を請求することができます（709 条、715 条 1 項、436 条、判例）。
3. 正しい。
ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負います（使用者責任）。そして、使用者責任が成立する場合、被用者自身も不法行為責任を負います。この場合、両者の関係は、連帯債務に類似した関係となり、被用者の被害者に対する損害賠償債務が時効により消滅しても、使用者の被害者に対する損害賠償債務には影響を与えま

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

せん（709 条、715 条 1 項、436 条、441 条、判例）。

4 誤り。使用者責任が成立する場合、被用者は、被害者に損害の賠償をしたときは、諸段の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができます。民法は、被用者から使用者に対する求償について規定を設けていませんが、判例は、損害の公平な分担という見地から、これを認めました（715 条、判例）。

【問 3】正解-3 不法行為

1. 正しい。注文者は、請負人がその仕事について第三者に加えた損害を賠償する責任を負いません。ただし、注文または指図について注文者に過失があったときは、注文者は、責任を負います（民法 716 条）。
2. 正しい。土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対して損害賠償責任を負います。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者が損害賠償責任を負います。したがって、占有者 B が損害賠償責任を負うときは、所有者 A は損害賠償責任を負いません（717 条 1 項）。
3. 誤り。土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じた場合における所有者の責任は、二次的責任ですが、無過失責任です。したがって、A および B が、損害の発生を防止するのに必要な注意をした場合、B は C に対して損害賠償責任を負いませんが、A は C に対して損害賠償責任を負います（717 条 1 項）。
4. 正しい。土地の工作物の設置または保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じた場合において、損害の原因について他にその責任を負う者がいるときは、占有者または所有者は、その者に対して求償権を行使することができます（717 条 3 項）。

【問 4】-正解-2 不法行為

1. 正しい。数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負います。したがって、E は、B および D に対し、損害額の全額の賠償を請求することができます。さらに、日 は、B の使用者である A と、D の使用者である C に対し、使用者責任を追及して、損害額の全額の賠償を請求することができます（民法 719 条 1 項、715 条 1 項、436 条、判例）。
2. 誤り。共同不法行為者の 1 人に対して履行の請求をしても、その効力は、他

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

の共同不法行為者には及びません。したがって、E が B に対して裁判上の請求をしたため、B の E に対する侵害賠償債務について時効の完成が猶予されたとしても、口の E に対する損害賠償債務については、時効の完成は猶予されません（719 条 1 項、436 条、441 条、147 条 1 項 1 号、判例）。

3. 正しい。共同不法行為の加害者の各使用者が使用者責任を負う場合、一方の加害者の使用者は、損害額の全額の賠償をしたときは、他方の加害者に対し、加害者間の過失割合に従って定めるべき額について求償権を行使することができます。したがって、A は、E に対して損害額の全額の賠償をしたときは、B と D の過失割合に従って、D に対して求償権を行使することができます（719 条 1 項、715 条、判例）。

4. 正しい。共同不法行為の加害者の各使用者が使用者責任を負う場合、一方の加害者の使用者は、損害額の全額の賠償をしたときは、他方の加害者の使用者に対し、加害者間の過失割合に従って定めるべき額について求償権を行使することができます。したがって、A は、E に対して損害額の全額の賠償をしたときは、B と D の過失割合に従って、C に対して求償権を行使することができます（719 条 1 項、715 条、判例）。

【問 5】正解—2 法定相続

1. 正しい。

被相続人の子は、相続人となります。この場合、その子の親権者が誰であるかは関係ありません。したがって、C は、C の親権者が B であっても、A の相続人となります（民法 887 条 1 項）。

2. 誤り。D は、A の血族ではありません。また、D は、A の配者でもありません。したがって、D は、A と D が養子縁組をしていない限り、A の相続人となりません（887 条、889 条、890 条、809 条）。

3. 正しい。①の場合、相続の放棄をした B は、初めから相続人とならなかったものとみなされるので、A の相続人は、C と D になります。そして、子が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとします。したがって、D の法定相続分は 2 分の 1 となります。また、②の場合、相続の放棄をした C は、初めから相続人とならなかったものとみなされるので、A の相続人は、B と D になります。そして、配者と子が相続人の場合、配偶者の相続分は 2 分の 1、子の相続分も 2 分の 1 となります。したがって、D の法定相続分は 2 分の 1 となります。以上により、①と②とでは、D の法定相続分は異なりません（939 条、900 条 1 号・4 号）。

4. 正しい。直系尊属が数人いる場合に、その親等が異なるときは、その親等が

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

近い者（世代が近い者）が、相続人となります。また、直系尊属が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとします。したがって、B、C および D の法定相続分は、それぞれ 3 分の 1 となります。なお、直系尊属については、代襲相続のような制度（例えば、祖父母が、父母を代襲して相続人となるような制度）は、存在しません（889 条 1 項 1 号、900 条 4 号）。

【問 6】 正解-3 法定相続

1 誤り。相続に関する被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、または隠遁した者は、相続人となることができません（相続人の失格事由）。そして、被相続人の子が、相続人の失格事由に該当するため、その相続権を失ったときは、その者の子が、これを代襲して相続人となることができます。したがって、C は、A の相続人となることができます（民法 891 条 5 号、887 条 2 項）。

2. 誤り。被相続人の子が、相続の放棄をしたときは、代襲相続は生じません。したがって、C は、A の相続人となりません（887 条 2 項）。

3. 正しい。配者と子が相続人のときは、配偶者の相続分が 2 分の 1、子の相続分が 2 分の 1 となります。そして、子が数人いるときは、子の相続分を分します。したがって、B の相続分が 2 分の 1、C の相続分が 4 分の 1、D の相続分が 4 分の 1 となるはずでしたが、C が既に死亡しているため、E と F が、C を代襲して相続人となっています。

そして、代襲相続人である E と F は、被代襲者 C の相続分を分するので、E および F の相続分は、それぞれ 8 分の 1 となります。以上により、B の相続分が 2 分の 1、D の相続分が 4 分の 1、E および F の相続分が、それぞれ 8 分の 1 となります（900 条 1 号・4 号、901 条 1 項、887 条 2 項）。

4. 誤り。A の配者 B は、A の相続人となります。また、相続人となりうる兄弟姉妹が、相続の開始以前に死亡したときは、その子（被相続人の甥・姪）が、これを代襲して相続人となるので、E も A の相続人となります（890 条、889 条 1 項 2 号・2 項、887 条 2 項）。

【問 7】 正解-3 法定相続

1 誤り。相続人は、相続財産の全部または一部を処分したときは、単純承認をしたものとみなされます。しかし、相続財産について保存行為をしても、単純承認をしたものとみなされません。本肢の不法占拠者に対する明渡請求は、保存行為に該当するので、B は、単純承認をしたものとみなされません（民法 921 条 1 号）。

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

2. 誤り。相続人は、「自己のために相続の開始があったことを知った時」から 3 ヶ月以内に限定承認または相続の放棄をしなかったときは、単純承認をしたものとみなされます。

したがって、「自己のために相続の開始があった時」という記述は、誤りです(921 条 2 号、915 条 1 項)。

3. 正しい。相続人が数人あるときは、限定承認は、共同相続人の全員が共同してのみ、これを行うことができます。したがって、B が単純承認をしたときは、C は限定承認を行うことができません。しかし、相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされるので、B が相続の放棄をしたときは、C だけが相続人となり、C は限定承認を行うことができます(939 条、923 条)。

4. 誤り。被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したときは、その者の子がこれを代襲して相続人となります。しかし、本肢では子 B は、被相続人 A の死亡後(相続開始後)に死亡していますので、E は、代襲相続人とはなりません。B の死亡により、その配者 D と子 E は、A の相続人 B の「相続人」として分割協議に参加します(887 条)。

【問 8】正解—1 法定相続

1. 誤り。相続開始から遺産分割までの間に、遺産である不動産から生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産なので、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得します。そして、この賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けません。したがって、遺産分割協議で当該不動産を B が取得することになったときでも、C が既に取得した賃料債権につき清算する必要はありません(民法 898 条、判例)。

2. 正しい。預貯金債権は、遺産分割の対象になります。しかし、共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の 3 分の 1 に法定相続分を乗じた額(預貯金債権の債務者ごとに 150 万円を限度とします)については、遺産の分割前であっても、単独でその権利を行使することができます。この場合、その権利を行使した預貯金債権については、その共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなします(898 条、907 条、909 条の 2、平成 30 年法務省令第 29 号、判例)。

3. 正しい。共同相続人は、既に成立した遺産分割協議の全部または一部を合意により解除した上、改めて遺産分割協議を行うことができます(907 条、判例)。

4. 正しい。相続回復の請求権は、相続人またはその法定代理人が相続権を侵害された事実を知った時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅します。

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

相続開始の時から 20 年を経過したときも、同様です（884 条）。

【問 9】正解-4 遺言

1. 誤り。自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文・日付・氏名を自書し、これに印を押さなければなりません。そして、自筆証書（その目録を含む）中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じません。したがって、変更箇所に二重線を引いて、その個所に押印するだけでは、その一部削除（変更）の効力は生じません（民法 968 条）。
2. 誤り。自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文・日付・氏名を自書し、これに印を押さなければなりません。しかし、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部または一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書する必要がありません。この場合、遺言者は、その目録の毎葉に（一枚ごとに）署名し、印を押さなければなりません（968 条 1 項・2 項）。
- 3 誤り。公正証書によって遺言をするには、証人「2 人」以上の立会いが必要です。そして、①未成年者、②推定相続人および受遺者ならびにこれらの配者および直系血族、
③公証人の配者、四親等内の親族、書記および使用人は、遺言の証人または立会人となることができません（969 条 1 号、974 条）。
- 4 正しい。遺言は、2 人以上の者が同一の証書であることができません。たとえ、夫婦や血縁関係がある者であっても、同様です。これに反する遺言は、無効です（975 条）。

【問 10】正解—3 遺言

1. 正しい。遺言が遺言後の生前処分その他の法律行為と抵触するときは、その抵触する部分については、その遺言を撤回したものとみなされます。なお、前の遺言が後の遺言と抵触するときは、その抵触する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされます（民法 1023 条）。
2. 正しい。遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じません。たとえ、その受遺者に子があるときでも、同様です。つまり、その受遺者の子について、その遺贈の効力が生じることはありません（994 条 1 項）。
3. 誤り。遺贈義務者その他の利害関係人は、受遺者に対し、相当の期間を定めて、その期間内に遺贈の承認または放棄をすべき旨の催告をすることができます。この場合において、受遺者がその期間内に遺贈義務者に対してその意思を表

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

示しないときは、「遺贈を承認」したものとみなされます（987 条）。

4. 正しい。遺言書の保管者は、公正証書遺言の場合を除き、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければなりません。しかし、検認を経ることを怠ったまま遺言が執行されたとしても、遺言の効力に影響はありません。ただし、過料に処せられます（1004 条 1 項・2 項、1005 条）。

【問 11】正解—1 配偶者居住権

1. 正しい。

被相続人の配者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、または②配者居住権が遺贈の目的とされたときは、配者居住権を取得します。そして、配信者居住権が死因贈与の目的とされたときも、配者居住権を取得するものと解されています。ただし、被相続人が相続開始の時にその建物を配者以外の者と共有していたときは、配偶者居住権を取得することができません（民法 1028 条 1 項、554 条、法務省見解）。

2. 誤り。配者居住権の存続期間は、配信者の終身の間とします。ただし、遺産の分割の協議もしくは遺言に別段の定めがあるとき、または家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによります（1030 条）。

3. 誤り。居住建物の所有者は、配者居住権を取得した配信者に対し、配者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負います。そして、配者居住権は、これを登記したときは、当該居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができます（1031 条、605 条）。

4. 誤り。配者居住権を有する配者は、当該居住建物の所有者の承諾を得なければ、第三者に当該居住建物の使用もしくは収益をさせることができません。そして、配者居住権を有する配者が、この規定に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配者に対する意思表示によって配信者居住権を消滅させることができます。したがって、催告が必要です（1032 条 3 項・4 項）。

宅建直前対策 第 7 回 解答・解説

(有)拓明館

【問 12】正解—1 遺言・遺留分

1. 誤り。兄弟姉妹は、遺留分を有しません。したがって、B は、C に対して遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができません（民法 1042 条 1 項、1046 条 1 項）。
2. 正しい。配信者と子が相続人である場合は、「遺留分を算定するための財産の価額」の 2 分の 1 の額が、全体の遺留分の額となり、それを各自の法定相続分の割合で分けたものが、各自の遺留分の額となります。そして、配者と子が相続人の場合には、配偶者の法定相続分が 2 分の 1、子の法定相続分も 2 分の 1 ですから、B および C は、遺留分として、それぞれ、「遺留分を算定するための財産の価額」の 4 分の 1 ($1/2 \times 1/2 = 1/4$) の額を受けることになります（1042 条、900 条 1 号）。
3. 正しい。遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始および遺留分を侵害する贈与または遺贈があったことを知った時から 1 年間行使しないときは、時効によって消滅します。相開始の時から 10 年を経過したときも、同様です（1048 条）。
4. 正しい。相続の開始前における遺留分の放棄は、家庭裁判所の許可を受けたときに限り、その効力を生じます。なお、共同相続人の 1 人のした遺留分の放棄は、他の各共同相続人の遺留分に影響を及ぼしません（1049 条）。